

せん、かば及びならの丸太（そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。）の解釈について

輸出注意事項53貿局第17号（53. 7. 7）

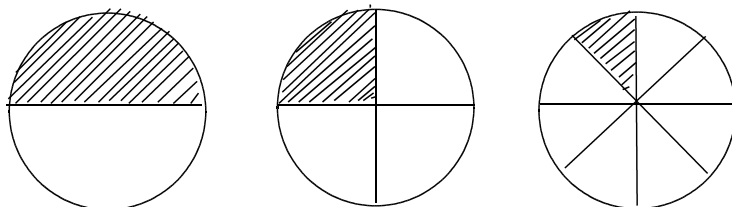
改正 輸出注意事項62貿局第44号（62. 11. 30）

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表2の32の項に掲げる上記貨物の解釈につき、下記のとおり定めたのでお知らせします。

記

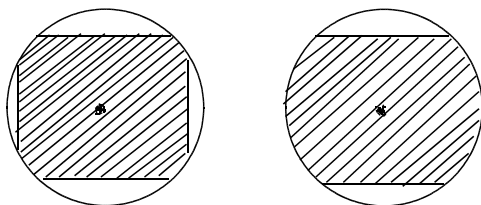
### 1 丸太

伐採したままの丸太、樹皮をはいだ丸太及び単にこぶを取り除いた丸太（これらを割り材（両鋸断面の交わる角度が45度未満のものを除く。）にしたものを含む。）



### 2 そま角

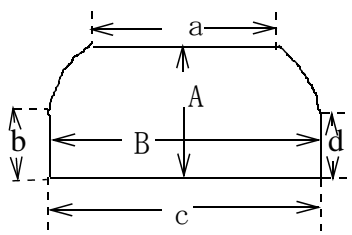
丸太の形状に合わせた樹幹又はその一部の丸面をおの、鋸等で切削し、横断面を粗く正方形、長方形等にした心持材（丸太の形状により丸身を残さないものを含む。）及び相対する2材面を上記方法によって切削（太鼓落し）した心持材をいう。



### 3 最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材

樹心部の周辺の長さの方向に切断し、その他の部分も適宜加工してあるもののうち最少横断面における丸身が30%以上のものをいう。

丸身の割合は、次の算式により算出するものとする。



$$\text{丸身 (\%)} = \frac{2(A+B) - (a+b+c+d)}{2(A+B)} \times 100$$